

神戸市市民福祉調査委員会
令和2年度 第2回 精神保健福祉専門分科会

日時：令和3年4月22日（木）
19時00分～20時30分
場所：三宮研修センター 705会議室

1. 開会

2. 神戸市健康局長挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 神出病院への対応について

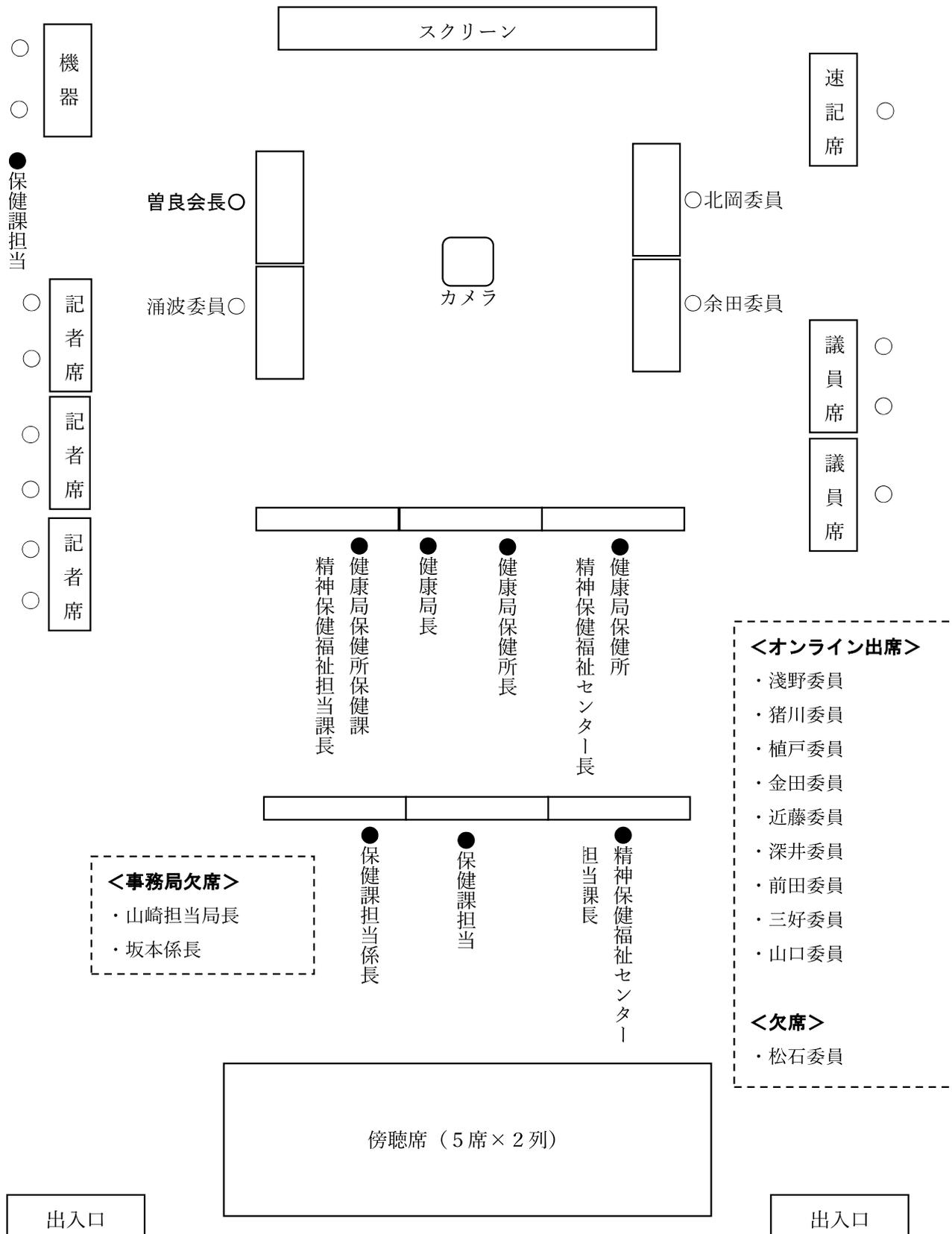
(2) 再発防止・早期発見に向けた取り組みについて

5. 閉会

座席表

日時:令和3年4月22日(木) 19時～

場所:三宮研修センター 7階 705会議室



神戸市精神保健福祉専門分科会委員名簿

(五十音順・敬称略)

| | |
|--------|--|
| 浅野 達藏 | 兵庫県精神神経科診療所協会 会長 |
| 猪川 俊博 | 神戸市精神障害者社会復帰施設連盟 理事長 |
| 植戸 貴子 | 神戸女子大学 健康福祉学部 教授 |
| 金田 知子 | 神戸女学院大学 文学部 教授 |
| 北岡 祐子 | 兵庫県精神保健福祉士協会 会長 |
| 近藤 誠宏 | 神戸市医師会 副会長 |
| 曾良 一郎 | 神戸大学大学院 精神医学分野 教授 |
| 深井 光浩 | 兵庫県精神科病院協会 会長 |
| 前田 潔 | 神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 特命教授 神戸市認知症対策監 |
| 松石 邦隆 | 神戸市立医療センター中央市民病院 精神・神経科 部長 |
| 三好 登志行 | 兵庫県弁護士会 |
| 山口 玲子 | 兵庫県看護協会 |
| 余田 弘子 | リスクマネジメント協会 リスクマネジャー 元種智院大学 非常勤講師 |
| 涌波 和信 | 神戸市精神障害者家族連合会 会長 |

神戸市市民福祉調査委員会 精神保健福祉専門分科会 事務局名簿

| 所属 | 氏名 |
|----------------------------------|-------|
| 健康局長 | 花田 裕之 |
| 健康局担当局長（保健企画担当） | 山崎 初美 |
| 健康局保健所長 | 楠 信也 |
| 健康局保健所精神保健福祉センター 所長 | 北村 登 |
| 健康局保健所精神保健福祉センター担当課長 | 川野 欣樹 |
| 健康局保健所精神保健福祉センター 地域精神保健福祉担当係長 | 坂本 文 |
| 健康局保健所保健課担当課長（精神保健福祉担当） | 村田 秀夫 |
| 健康局保健所保健課精神保健福祉係長 | 藤滝 亮子 |
| 健康局保健所保健課精神保健福祉係担当 | 本倉 堅 |
| 健康局保健所保健課精神保健福祉係担当 | 雑賀 亘介 |

神出病院への対応状況（令和2年9月以降）

1. 主な動き（令和2年9月以降）

| 月日 | 神戸市 | 病院・法人 |
|-------------------------------------|---|-------------------------------|
| 9月10日（木） | 精神保健福祉専門分科会 （令和2年度 第1回） | |
| 10月16日（金） | 健康局長・病院長 面談 ・専門分科会の意見に基づく追加指導 実施 ・改善計画書の再提出を指示 | 健康局長・病院長 面談 |
| 10月27日（火） | 神戸市会において障害者虐待防止法の 改正を求める意見書 可決→提出 | |
| 10月～11月 | 病院職員の個別ヒアリング実施 | |
| 11月10日（火） | | 患者家族への説明会 開催 ・転院・退院意向調査の実施 |
| 11月13日（金） | | 改善計画書（修正版）提出 |
| 11月17日（火） | 厚生労働省を訪問し障害者虐待防止法 の改正を要望 | |
| 12月11日（金） ～ 1月13日（水） | 病院職員へのアンケート調査 実施（第2回目） | |
| 12月11日（金） 12月16日（水） 12月17日（木） | 病院職員の追加ヒアリング調査 実施 | |
| 12月25日（金） | | 危機管理委員会 第1回 |
| 1月13日（水） | | 危機管理委員会 第2回 |
| 1月14日（木） ～ 2月28日（日） | < 緊急事態宣言発令期間 > | |
| 2月26日（金） | | 危機管理委員会 第3回 |
| 3月1日（月） | | 新院長（管理者）就任 |
| 3月10日（水） | | 危機管理委員会 第4回 |
| 3月25日（木） | 令和2年度 定例実地指導（1日目） ・医療監視と合同実施 | |
| 3月26日（金） | 令和2年度 定例実地指導（2日目） ・法人監査（兵庫県）と合同実施 | |
| 4月14日（水） | | 危機管理委員会 第5回 |
| 4月22日（木） | 精神保健福祉専門分科会 （令和2年度 第2回） | |

2. 第1回 専門分科会の意見に基づく病院への追加指導（令和2年10月16日実施）

- ①第三者委員会の設置と神戸市の関与
- ②研修の充実
- ③患者・家族からの転院等希望の聴き取り実施
- ④精神保健指定医の管理責任の追及
- ⑤法人理事会への報告（議会からの指摘）
- ⑥上記①～⑤を踏まえて改善計画の修正を図ること。

3. 改善計画（令和2年11月13日 修正版提出）の進捗状況

(1) 改善命令に沿った改善状況

別紙資料2-2参照

(2) その他の病院独自の取り組み

①改善委員会

- ・これから病院をいかに良くしていくか、どうやって患者・家族に安心してもらうかについて現場の病院職員が話し合う委員会を、事務部長の発案で自発的に設置し、毎週1回ミーティングを行っている。

(3) 今後の対応方針

- ・令和2年度は「調査」が中心であったが、令和3年度は「改善指導」に重点を移していく。
- ・具体的には、改善計画書に示された項目の実施状況を確認し、必要な改善指導を継続的に行っていく。
- ・また、令和2年12月から令和3年1月にかけて行った「職員ヒアリング調査」「職員アンケート調査」から得られた情報、及び令和3年3月に実施した定例実地指導で得られた情報も活用し、改善命令・改善計画に含まれていない項目についても幅広く指導の対象としていく。

3. 法人監査（兵庫県医務課所管）の実施について

(1) 経緯

- ① 神戸市が実施したヒアリング調査やアンケート調査の結果、神出病院 前院長（医療法人財団 兵庫錦秀会 常務理事）が経営成績向上のため、転院・退院の抑制や人員体制のキャパシティを考えない無理な転院受け入れなどを行っている可能性があることを認識するに至った。

- ② 法人の理事長（他法人の役員と兼任）は遠隔地で勤務しており、法人・病院の運営は常務理事である前院長に事実上委ねられていた。
- ③ このような状況では、本来、法人本部が果たすべき各運営施設に対するガバナンス機能が十分働かないと思われる。問題を起こした施設の施設長＝法人常務理事という関係では、法人による問題点の検討・改善が図られていない可能性もある。
- ④ 議会からも法人の責任を調査する必要性について指摘があり、神戸市では医療法人の指導監督を所管する兵庫県に協力を要請し、臨時で法人監査が実施されることとなった。

(2) 日時

令和3年3月26日（金）

※精神科病院に対する実地指導と合同で実施

(3) 結果

- ・法人運営に関して、法律上問題となる点は無かった。
- ・ただ、神戸市が令和2年8月に改善命令を発出した際、法人理事会においてそれに関する報告、議論等が行われておらず、重要事項は直ちに理事会に報告すべきである旨、口頭で指導がなされた。

